Labour Update
労組周辺動向 No. 176

2023 - 10 - 13

1. 法・政策

(1) 労使協定、新たな枠組み検討へ　厚労省が労働基準法見直しなど具体策

厚生労働省は働く時間の制度を決める労使協定について、新たな枠組みを作る検討を始める。非正規社員の増加や働き方の多様化を踏まえて、厚労省の有識者会議が9月29日、検討を提言する報告書案を示した。これを受けて、労働基準法の見直しを含めて、具体的な制度設計を進めていく。

従業員の働く時間をめぐっては、フレックスタイム制や時間単位の年休の導入など、労使で協定を結べば柔軟な運用ができるようになっている。ただ、現在の制度では、企業側と協定を結べるのは、従業員の過半数を占める労働組合か、過半数によって選ばれた代表者など枠組みは限られる。

研究会の議論でも、労使協定のあり方が主な論点に挙げられてきた。

「新しい時代の働き方に関する研究会 報告書（案）」　2023年9月29日　厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001151377.pdf

(2) 外国人労働者対象の雇用実態調査 ことしから毎年実施へ 厚労省

日本で働く外国人は増加傾向が続いているが、厚生労働省は外国人労働者を対象に賃金や労働時間

などの雇用実態を調べる調査をことしから毎年、実施することを決めた。

厚生労働省によると、日本国内で働く外国人労働者は去年10月時点で182万人余りとこの10年でおよそ2.6倍となり増加傾向が続いている。

このため、厚生労働省は外国人労働者の雇用の実態を把握しようとことしから毎年、外国人労働者と雇用主の事業所に対する調査を実施することを決めた。

(3) フリーランスの安全・健康対策まとまる　業務中の事故報告を義務化へ　厚労省検討会

厚生労働省の有識者による検討会は、フリーランスとして働く人の業務中の事故について、労働基準監督署への報告を義務化するなどとする報告書をまとめた。

フリーランスで働く人は企業と雇用関係がないため、職場での安全や健康を守るための「労働安全衛生法」の対象となっていない。多様な働き方に対応するため、検討会では10月2日、フリーランスの人についてもこの法律の対象とするという報告書をまとめた。

報告書では、フリーランスの人が業務中に死亡、あるいは4日以上の休業となる事故に遭った場合には、発注した企業などが労基署に報告することを義務づけた。

一方で、報告の義務があるのは発注をした企業か、事故が発生した現場を管理する企業で、ネットショッピングの配達員などの業務を仲介するプラットフォーマーは対象とならない場合がある。

「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会　　報告書（案）」　2023年10月2日　厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001151810.pdf

(4) フリーランスの労災の特別加入、対象を大幅拡大へ　審議会で方向性

労災保険にフリーランスらが特別加入できる制度について、厚生労働省は10月4日、対象となる業種を大幅に広げる検討に入った。これまでは一部しか特別加入できなかったが、企業と取引するフリーランスを新たに加える方向性が、同日の審議会で示された。

労災保険は事業者が保険料を負担し、雇われて働く労働者が仕事中にけがや病気をしたときに、治療費の全額補償などをする。特別加入制度は、こうしたセーフティーネットを労働者以外にも広げる仕組みだ。

フリーランスについてはこれまで、ITや芸能分野で働く人、フードデリバリーの配達員など、一部の業種で特別加入が認められてきた。加入は任意で、保険料は本人が負担する。

厚労省の推計では、こうした企業と取引のあるフリーランスは、フリーランス全体の約6割を占め、すでに特別加入が認められている業種を含めて約270万人程度いる。営業やデザイン制作、調査・研究といった業種が、新たに加わることが想定されるという。また、労災の対象は、企業から委託された仕事をしていた場合に限定する方向だ。

「これまでの特別加入の拡大について」　2023年10月4日　厚生労働省・第108回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会

https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001152326.pdf

2. 法違反・闘い

(1) 業代未払い・パワハラ、事務責任者ら処分　相撲協会

日本相撲協会は９月２８日、職員に本来支払うべき残業代などを支払わず、パワーハラスメント行為をしたとして、協会の事務方責任者の主事に出勤停止１カ月、経理などを担当する室長に１等級降格の処分を科すことを決め、発表した。

同協会の発表や関係者によると、不適切な労働時間管理で、職員６７人への時間外労働時間などの未払い分は１億円超あるという。主事は一部職員の給与を一方的に減額したり、職員を採用する際に妊娠や出産計画の説明を求めたりしたという。室長は職員に対し、人格を否定するような叱責（しっせき）をするなどパワーハラスメント行為をしていたという。

同協会は未払い分について退職者を含めた５５人に過去３年分について精算を進め、残りの職員に対しても順次精算するとしている。

(2) 雇米「ビッグスリー」のスト拡大、５工場・２万５０００人に…ＵＡＷ組合員の１７％

「ビッグスリー」と呼ばれる米自動車大手３社の従業員約１５万人が加盟する全米自動車労働組合（ＵＡＷ）は９月２９日、新たにゼネラル・モーターズ（ＧＭ）とフォード・モーターの工場各１か所でストライキを始めた。９月１５日に始まった一斉ストの対象は３工場から５工場に拡大し、さらに長期化する可能性が高まっている。

(3) JR西、労使協定超える時間外労働や賃金未払い　鉄道病院などで

JR西日本は10月2日、大阪鉄道病院の医師ら6人と、中国統括本部でダイヤ作成などを担う社員1人の時間外労働が、月80時間超になるなど労使協定（36協定）の上限を超えていたと発表した。8月に近畿統括本部で労使協定を超える時間外労働が判明し、同本部以外の社内調査をしていた。

JR西によると、うち医師1人は、時間外労働が最大で月約105時間に上っていた。2020年4月～23年7月に、この7人や本社、山陽新幹線統括本部、金沢支社などの社員ら計195人に計約2100万円の賃金の未払いがあることも判明。今後、未払い分を支払うという。

(4) アマゾン配達員に労災認定　フリーランスでも雇用された労働者と判断

ネット通販「アマゾン」の配達を担う男性運転手（65）について、横須賀労働基準監督署が配達中のけがを労働災害と認定したことがわかった。男性はフリーランスとして下請けの運送会社と契約して働くが、働き方の実態などから会社に雇用された「労働者」と同様だと判断された。

フリーランスは自身の裁量で働ける一方、労働関係法令で保護される「労働者」とは扱われず、原

則としてけがの治療費や休業時の賃金などが補償される労災保険の対象にはならない。アマゾンの配達をフリーランスで担う運転手がけがで労災認定されたのは初めてとみられる。

男性はアマゾンの荷物を配達する運送会社と業務委託契約を結んでいる。昨年9月、荷物を配達中に個人宅の外階段の2階部分から足を滑らせて転落し、腰の骨を折る重傷を負った。

男性側は、アマゾンのスマートフォンアプリを通じて配達先や労働時間が管理されており、アマゾンと運送会社の指揮を受けて働いていたと主張する。労基署に昨年12月、労災を申請したという。労基署は男性の働き方が実質的に労働者にあたるかどうかを検討してきた。

(5) Amazon配達員33人がボイコット　プライムデー巡る待遇に不満

インターネット通販大手「アマゾンジャパン」の商品を長崎市などで運ぶ配達員33人が、7月のセール「プライムデー」で荷物が増えた際のインセンティブ（日当の加算金）が約束通りに支払われなかったとして、9月15日の午後、配達をボイコットした。同市などで約1750個の荷物を運ばなかった。

3. 情勢・統計

(1) ７月の生活保護申請、２・８％増　厚労省、増加は７カ月連続

厚生労働省は10月４日、７月の生活保護申請は２万２６２７件で、前年同月比２・８％増だったと発表した。増加は７カ月連続。担当者は、新型コロナウイルス禍の影響が継続している可能性があるとして「引き続き動向を注視し、必要な人が速やかに受給できるよう対応する」と話した。

申請件数の前年同月比は、２～５月は１０～２０％台の高い水準で推移。６月は３・８％だった。

７月から生活保護を受け始めたのは１万８９３４世帯で、前年同月比２・４％増加。それ以前から受けている人を含む受給世帯数は１６５万４９２世帯となり、０・５％増だった

「生活保護の被保護者調査（令和５年７月分概数）の結果を公表します」　2023年10月4日　厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2023/dl/07-01.pdf

(2) IMF 世界経済の最新見通し “地域間の成長格差拡大”

IMF＝国際通貨基金は、世界経済の最新の見通しを発表した。来年の世界全体の経済成長率をこれまでより0.1ポイント下方修正し、地域間の成長格差が拡大していると指摘している。

10月9日からモロッコで始まったIMFと世界銀行の年次総会に合わせてIMFは10月10日、世界経済の最新の見通しを公表した。

それによると、ことしの経済成長率は3.0%と前回7月時点から据え置いた一方、来年は2.9%で前

回より0.1ポイント引き下げた。

国と地域別では、アメリカが主要国の中でコロナ禍から最も力強く回復しているとして、ことしと来年の成長率をいずれも上方修正した。労働市場の強さを背景に個人消費が好調なことが主な要因で、来年の成長率は1.5%と0.5ポイント引き上げた。

一方、中国はことしと来年ともに下方修正し、このうち来年は0.3ポイント引き下げて4.2%と見込んでいる。大手企業の経営悪化が相次いで明らかになった不動産市場の危機によって、投資の減少が見込まれるためとしている。

また、低所得国では通貨安が経済を悪化させ、半数以上の国がすでに危機に陥っているか危機に陥っているリスクが高く、IMFは地域間の成長格差が拡大していると指摘している。

日本の成長率は、外国人観光客の増加や日銀による金融緩和の継続、自動車輸出の回復などによってことしの成長率は0.6ポイント引き上げて2.0%と予測しているが、来年は1.0%に鈍化すると分析している。

国連のグテーレス事務総長は、IMFなどを中心とした現在の国際金融システムを改革する必要があると繰り返し訴えている。

先月の国連総会で、各国の首脳を前に行った演説では「現在の国際金融システムは機能不全で時代遅れで不当だ」と痛烈に非難した。

そして「国際金融システムを再設計して真に普遍的なものにし、問題を抱えている途上国のためのセーフティネットとして機能させなければならない。改革できなければさらに分断が深まる。改革か分裂かだ」と述べ、早急な対応が必要だと強調した。

背景にあるのはIMFのルールが先進国を優遇しているという見方である。

国連によると、コロナ禍で人口が合わせて7億7200万人のG7＝先進7か国はIMFから2800億ドル相当の資金供給の権利を受け取った一方、人口が11億人の途上国には80億ドル余りしか割り当てられなかったと批判している。

"World Economic Outlook" International Monetary Fund　10 October 2023

https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2023/10/10/world-economic-outlook-october-2023